**平成２１年（フ）第１１４１７号**
東京都立川市羽衣町３丁目23―21―103
債務者　坂井　牧子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４１８号**
東京都世田谷区桜新町２丁目11―10―７
債務者　齋藤　高広
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４１９号**
東京都足立区花畑５丁目14―68―202
債務者　関根　賢一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４２１号**
東京都港区芝５丁目34―２―601
債務者　椿　　晴夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４２７号**
東京都葛飾区東立石３丁目９－９―101
債務者　田所まつ子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４３０号**
東京都足立区鹿浜７丁目８－１
債務者　横田ひとみ（旧姓中濱）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４３５号**
東京都江戸川区東小岩４丁目29―７
債務者　佐野紀美子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４３６号**
東京都板橋区小茂根５丁目４－６－Ｂ―202
債務者　林　　正夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４４０号**
神奈川県川崎市高津区蟹ヶ谷３－７－１－505
債務者　笹川　園枝
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４４１号**
神奈川県横浜市神奈川区青木町４－１―305
債務者　木村　悠己（旧姓竹野）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４４５号**
神奈川県藤沢市本藤沢２丁目２―18―101
債務者　ベンアルハージ麻衣（旧姓浅川）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４４６号**
東京都豊島区上池袋２丁目38―16―101
債務者　佐木崎敏郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４４７号**
埼玉県戸田市笹目７丁目９－３
債務者　中坪真理亜（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４４８号**
東京都杉並区高円寺南１丁目６－５―602
債務者　豊口　節子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４４９号**
東京都東村山市野口町１丁目10―１―405
債務者　山村布実子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１４６０号**
東京都江戸川区平井７丁目３－１―205
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部